

毎週火、金曜日発行（但休日には休むときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
◇告示 収入証紙小売さばき人の変更
森林区施業計画の変更
肥料登録の更新
国民健康保険条例の一部変更
昭和三十二年度十二月定例県議会議決事項
森林区施業計画の決定並びに実施計画案の公表
土地改良区換地計画の認可
土地改良事業計画の縦覧
昭和三十二年産米穀の代表者売渡制度及び臨時匿名集荷制度の実施期日
馬の伝染性貧血検査

◇公安規則 幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置担任区域及び受持区域等に関する規則の一部改正

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第五十七号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条婦人児童課中第三号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 売春防止法の施行に關すること。

第二十二條第一項中「室、分場等を置く。」を「室及び分場を置き、特に必要があると認める場合は、附設機關を置くことができる。」に改め、同條第二項中「分場等」を「分場及び附設機關」に改め、同條同項に次のただし書を加える。

ただし、知事は、特に必要があると認める場合は、附設機關に屬する事務について特別の定をすることがで

きる。

第二十九条第三項を次のように改める。

鳥取県立中央病院に次の科、室及び係並びに次項の附設機関を置く。

第一内科
第二内科
小児科
外科
整形外科
皮膚泌尿器科
産婦人科
眼科
耳鼻いんこう科
理学診療科
歯科
検査室
看護科
薬剤科

教育係、病棟係、外来係

事務科 庶務係、医事係、給食係

第二十九条に次の二項を加える。

4 附設機関の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
鳥取県上私都診療所			八頭郡那家町

5 第二十三条の規定にかかわらず、中央病院に院長及び副院長を、科に医長を、室に室長を、係に係長を、附設機関に所長を置く。ただし、看護科に総婦長を、看護科の係に婦長を、薬剤科に薬剤長を、事務科に事務長を置く。

- 一 院長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、事務を掌理する。
- 二 副院長は、長をたすけて、所属事務に従事し、院長に事故がある場合は、院長の職務を代行する。
- 三 医長、室長、薬剤長、所長、総婦長及び婦長は、上司の命を受け、担任部門の業務を処理する。
- 四 事務長及び係長は、上司の命を受け、科及び係に属する事務を処理する。

第五十九条第一項中「駐在所等を置く。」を「駐在所を置き、特に必要があると認める場合は、附設機関を置くことができる。」に改め、同条第二項中「前項の係、駐在所等」を「前項の課、係、部、駐在所及び附属機関」に改め、同条同項に次のただし書を加える。

ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、附設機関に属する事務について、特別の定をすることが出来る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

番号	氏 名
六〇	新 旧 株式会社山陰合同銀行鳥取支店支店長
六一	新 旧 県庁支店支店長
六二	新 旧 浦富支店支店長
六三	新 旧 那家支店支店長

名	職 名
谷 川 輝 雄	小売さばき場所
岸 本 政 之	鳥取市若桜町
藤 田 慎 郎	東町九八
藤 川 勝 治	岩美郡岩美町浦富
砂 川 勝 治	八頭郡那家町那家

小売さばき場所

変更年月日 十二月十七日

告 示

鳥取県告示第六百九十三号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により指定した小売さばき人の氏名に次のように変更があつた。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六百九十五号

昭和二十八年十一月鳥取県告示第五百二十号、昭和二十九年十一月鳥取県告示第五百九十号、昭和三十年十一月鳥取県告示第五百八十九号及び昭和三十一年十一月鳥取県告示第五百七十一号で公表した森林区施業計画を森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条第四項及び同法第十二条第一項の規定に基づき、変更したので次の場所において公表する。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県庁

鳥取県東部山林事務所

A、B基本計画区分

鳥取県中部山林事務所

C基本計画区分

鳥取県西部山林事務所

E基本計画区分

鳥取県告示第六百九十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定により登録の有効期間を更新した肥料は次のとおりである。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 肥料の名称

保証成分量（パーセント）
窒素 全量 りん酸 全量 加里 全量

生産者の住所、氏名

鳥取県第二二四号

五、四菜種油かす粉末

五・四

二・〇 一・〇

岩美郡岩美町大字新井二八五
榎本康介

鳥取県告示第六百九十七号

国民健康保険を行う鹿野町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項の規定に基づき、鹿野町国民健康保険条例の一部変更を、昭和三十三年十二月二十日認可した。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六百九十八号

昭和三十三年十二月定例県議会で十二月十六日議決を経た昭和三十三年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三十三年度特別会計母子福祉資金貸付事業費歳入歳出追加予算、昭和三十三年度特別会計県立学校実習費歳入歳出追加更正予算、昭和三十三年度特別会計印刷事業費歳出更正予算、昭和三十三年度特別会計用品調達事業費歳出更正予算、昭和三十三年度特別会計県立中央病院事業費歳出更正予算、昭和三十三年度鳥取県管電氣事業会計追加予算は次のとおりである。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和32年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

款 項 科 目	入 入	今回追加（更正）予算額 千円
3 地方交付税	1 地方交付税	22,288
6 使用料及び手数料	1 使用料	2,896
	2 手数料	719
7 国庫支出金	1 国庫支出金	43,845
	1 国庫負担金	11,688
	2 国庫補助金	26,367
	3 委託金	5,788
8 附 金	1 附 金	1,781
11 雑 収 入	1 雑 収 入	5,075
	1 納 付 金	1,937

款	項	科目	目	今回追加(更正)予算額 千円	出
12	歳入	合計		88,211	
6	雑入			2,524	
12	県債			12,330	
1	歳入	合計		12,330	
1	議会	費		307	
2	県庁	費		5,223	
1	県職員	費		5,152	
2	監査委員	費		31	
3	人事委員	費		40	
3	警察消防	費		2,964	
1	公安委員	費		317	
2	警察職員	費		2,035	
3	警察行政	費		600	
4	消防	費		12	
4	土木	費		18,878	
1	道路橋梁	費		313	
2	河川	費		110	
3	港湾	費		638	
4	砂防	費		100	
5	都市計画	費		122	
6	災害復旧	費		16,990	
7	建築	費		605	
5	教育	費		22,873	
1	教育委員	費		593	
2	小学校	費		8,887	
3	中学校	費		5,040	
4	高等学校	費		6,325	
5	盲乙乙	学校費		200	
6	図書館	費		400	
7	博物館	費		80	
8	社会教育	費		13	
10	義務教育	振興費		75	

12	教育施設	費	1,145	6	畜産業	費	3,024
13	教育諸	費	115	7	商工業	費	1,214
6	社会及労働	施設費	3,974	8	鋼光事業	費	268
2	社会福祉	費	2,399	9	農地開拓	事業費	1,290
3	児童保護	費	135	10	耕地事業	費	6,010
4	婦人児童	福祉費	347	10	統計調査	費	803
7	労働	費	193	1	統計調査	費	803
8	職業安定	費	900	11	選挙	費	677
7	保健衛生	費	2,004	1	選挙管理	委員会費	5
3	公衆衛生	費	345	2	公明選挙	費	672
6	薬務	費	76	13	諸支出金		13,027
7	衛生諸	費	1,583	3	地方振興	費	12,369
8	産業経済	費	17,481	6	涉外諸	費	658
1	農業	費	1,552	歳出	合計		88,211
2	農業改良	費	1,636				
3	林業	費	715				
4	水産	業費	1,624				
5	蚕業	費	148				

昭和32年度特別会計母子福祉資金貸付事業
費歳入歳出追加予算

歳入

00247

(科)	目)	(既決予定額)	(追加予定額)	(計)
第一款	資本的支出	411,469千円	59,494千円	470,963千円
第一項	建設仮勘定	404,869	58,516	463,385
第二項	企業債償還金	6,600	228	6,828
第三項	建設準備勘定	0	750	750

鳥取県告示第六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第三項の規定による、森林区施業計画（D基本計画区）及び同法第八条第一項の規定による昭和三十三年度森林区実施計画案を昭和三十三年十二月二十七日次の場所において公表する。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

公表の場所

一 森林区施業計画（31、38森林区）

1 鳥取県庁

2 西部山林事務所

二 昭和三十三年度森林区実施計画案

1 鳥取県庁

2 東部、中部及び西部山林事務所

3 各市町村役場

鳥取県告示第七百号

日置谷土地改良区から申請のあつた換地計画について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条第一項の規定により、昭和三十三年十二月二十四日認可した。

00248

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第七百一号

県営で東郷湖沿岸排水改良事業及び東郷湖周辺地盤変動対策事業を行うため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、土地改良事業計画を定めた。

よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

県営東郷湖沿岸排水改良事業計画書の写

県営東郷湖周辺地盤変動対策事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年十二月二十八日から昭和三十三年一月十六日まで

三 縦覧の場所

東伯郡東郷町役場

東伯郡羽合町役場

四 異議の申立

利害関係人において当該事業計画に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百二号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三三号）第十五条の二第一項による代表者売渡制度の実施期日を次のとおり定めた旨農林大臣から通知を受けた。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十三年一月十日

鳥取県告示第七百四号

次のように馬伝染性貧血検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定

により馬の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 馬の伝染性貧血予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類 馬

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

一 チョッケ試験管法による赤血球数検査

二 担鉄細胞検査

別表

検査月日 実施区域、実施場所

昭和三十三年

一月八日

一月九日

一月十日

一月十一日

西伯郡 岸本町旧八郷村 岸本町丸山家畜検診場 真野

旧大幡村 大幡家畜市場

旧幡郷村 大寺家畜検診場

米子市旧春日村 米子市春日村農業協同組合

公安委員会規則

一月十三日 旧巖村 巖家畜検診場
一月十四日 西伯郡 伯仙町旧県村 伯仙町県村農業協同組合
一月十六日 旧大高村 箕蚊屋普及事務所

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称位置担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

鳥取県公安委員会規則第八号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表 二

巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域中

八	赤坂	大字赤坂	大字赤坂、下甲、御崎、田中、栄田、潮音寺
八	田中	大字田中	大字赤坂、下甲、御崎、田中、栄田、潮音寺

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。